# 西九州大学看護学部開設に伴う食堂及び売店運営事業者応募要項

西九州大学看護学部における食堂及び売店(以下「食堂と売店」という。)の運営を行う事業者 (以下「運営事業者」という。)の応募及び選定については、この要項に基づき実施する。

### 1 目的

西九州大学看護学部内における教職員、学生及び一般外来者を始めとする利用者へのサービスの向上ならびに教職員並びに学生への福利厚生の充実を図ることを目的とする。

## 2 応募概要

(1) 西九州大学看護学部における食堂運営事業(以下「食堂事業」という。)並びに売店運営事業(以下「売店事業」という。)。

### ア 施設概要

- ① 施設名称 西九州大学看護学部 3 号館(東棟)
- ② 施設所在地 佐賀県小城市小城町176番地27
- ③ 建物構造・規模 S造2階建て新築、延べ床面積977.54㎡

内1階食堂の厨房 床面積115.11㎡

内2階売店 床面積 58.63㎡

④ 西九州大学看護学部の規模

学生定員90名(H30:90名、H31:180名、H32:270名、H33:360名)

教職員 約40人

合 計 H30:130 名、H31:220 名、H32:310 名、H33:400 名

⑤ 休日

土曜、日曜、国民の祝祭日、夏季休業 (8/13~8/15)、年末年始 (12/28~1/4) ただし、学校法人永原学園(以下「学園」という。)が定めた日 (オープンキャンパスなど)を除く。

### 3 営業開始日

平成30年4月2日(月)から

### 4 営業時間

売店:9:00~18:00 頃まで 食堂:11:00~19:00 頃まで

# 5 販売品目・価格

販売品目・価格は自由に提案できることとする。ただし、次の条件を満たすとともに、学生 及び教職員の要望に配慮すること。

- (1) 学生は女子が多いことを考慮して販売品目を工夫すること。
- (2) 食堂・売店の価格は、学生が多いことを考慮してできるだけ廉価(市価より安く)になるように設定すること。

### 6 設備・備品の使用

- (1)食堂・売店の運営に係る学園所有の設備・備品は無償で貸与する。ただし、修繕費用はすべて運営事業者が負担することとし、備品・設備の更新や新設が必要な場合にも運営事業者が負担するものとする。
- (2) 内部の造作及び模様替え等は運営事業者負担(事前に学園と協議すること)。

なお、契約を解除するときは、更新や新設した設備・備品一切を、運営事業者の費用で撤去すると共に、設備・備品の破損や故障した箇所を運営事業者の負担によって修復し、原状に回復すると共に、清掃を行うものとする。

## 7 経費の負担

食堂・売店の開設に要する費用以外の食堂・売店内の設備に関する維持・管理経費など、その他運営に必要な費用は全て運営事業者の負担とする。

又、仮に営業損失が出ても学園からの損失補てん等はないものとする。

- (1) 学園の負担
  - ア 厨房建設工事に伴う厨房機器と什器類一式、売店建設工事に伴う棚、カウンター一式
  - イ その他学園が必要と認めた費用
- (2) 運営事業者の負担
  - ア 人件費
  - イ 衛生管理費
  - ウ 賄材料費及び販売品の仕入れに関する費用
  - 工 廃棄物処理費
  - オ 備品等以外の什器類 (ただし、学園が負担するものを除く)
  - カ 貸与された備品等の修繕・更新費用
  - キ 食堂・売店内の各種設備(給水・排水・電気等)の修繕や維持・管理経費
  - ク 光熱水費
  - ケ その他食堂・売店の運営に必要な経費

# 8 その他

- (1) 食堂・売店の運営に直接必要のない備品等の設置は不可。
- (2) 厨房・売店内の清掃は運営事業者において実施すること。
- (3) 飲食物の自動販売機を設置すること。

なお、設置は無償とするが、電気の子メーターを設置し、光熱水費を負担すること。 設置台数、販売品目と販売価格については、学園と協議すること。

ア 設置場所と台数は、以下のとおり (カップ式でないもの)。

1号館(北棟) 1階1台、3号館(東棟) 1階3~4台と2階2台程度

# 9 使用料

(1) 使用料金

(単位:円/月)

項目	平成30年4月	平成31年4月	平成32年4月	平成33年4月
	1日~	1日~	1日~	1日~
売店	20,000	30,000	40,000	50,000
食堂	30,000	60,000	80,000	100,000

### (2) 使用料の日割計算

使用開始日または満了日が月の中途となる場合、使用料は、1カ月を30日として日割計算 (千円未満は切り捨て)により算出した額とします。

#### 10 契約期間

- (1) 契約期間は、設置を行う日から4年間。その後は、1年毎の自動更新とする。
- (2) 契約期間には、店舗の設置及び撤去に関する期間を含むものとする。
- (3) 契約期間中であっても、次に掲げる事由により契約の取り消しまたは変更をする場合があり、その場合、運営事業者は当該取り消しまたは変更によって生じた損失の補償を請求することができないものとする。
  - ア 学園が契約範囲を変更するとき。
  - イ 契約要件に違反する行為があると認められるとき。
  - ウ契約を取りやめたとき。
  - エ 応募参加資格の詐称その他不正な手段により契約したとき。
- (4) 契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の6ケ月前までに書面により意思表示しなければならない。

## 11 応募について

(1) 応募参加資格

運営事業者の応募に参加することができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした 者とする。

- ア 関係法令に基づき、使用場所において、本件に適合する食堂と売店を適正に開設し、かつ、維持及び運営ができること。
- イ 成年被後見人および被保佐人でないこと。
- ウ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当するものでないこと、及び次の②から⑦ までに揚げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ① 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を もって暴力団又は暴力団員を利用している者

- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立 てがなされていない者または民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基 づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- オ 国税、佐賀県税及び小城市税を滞納していないこと。
- カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。
- キ 直近1年間に食中毒などによる保健所からの営業停止等行政処分がないこと。
- ク 係争中の問題又は信用に関わる問題等を有しないこと。

### (2) 応募方法

### ア 提出書類

- ① 西九州大学看護学部における食堂運営事業並びに売店運営事業「応募参加申請書」(様式 1)(以下「応募参加申請書」という。)
- ② 西九州大学看護学部における食堂運営事業並びに売店運営事業「企画提案書」(様式2) (以下「企画提案書」という。)
- ③ 定款又は寄附行為(個人の場合を除く)
- ④ 直近2年間の事業報告書及び決算報告(個人の場合を除く)
- ⑤ 申請者の役員名簿(個人の場合を除く)
- ⑥ 商業登記簿 (履歴事項全部証明書) (個人の場合を除く)
- ⑦ 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)(個人の場合を除く)
- ⑧ 小城市税の納税証明書(小城市内に本社又は運営事業者がある法人の場合)
  - A 小城市法人市民税
  - B 固定資産税(償却資産を含む。)

申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書をそれ ぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと)。

小城市外に本社又は事業所がある法人の場合は、これに準じるものの写しを提出すること。

- ⑨ 印鑑証明書(法人の場合を除く)
- ⑩ 住民票謄本及び身分証明書(法人の場合を除く)
- 때 確定申告の際の提出書類一式(いずれも写し、直近決算2年間分)(法人の場合を除く)

### イ 応募に関する注意事項

- ① 申請に関する一切の費用は、申込者が負担するものとします。
- ② 申請に際して提出した書類は返却しません。
- ③ 選考にあたり必要が生じた場合、他の書類の提出を求める場合があります。
- ④ 提出書類として示された証明書等は、いずれも発行後3ヶ月以内のものとします。(複写したものは不可)

### ウ 提出期間

### ① 募集参加申請書等

平成29年8月24日(木)から平成29年9月22日(金)まで。 受付時間は、9時から17時まで。(土曜、日曜、祝祭日を除く。) 郵送の場合は、簡易書留とし、平成29年9月22日(金)必着。

### 工 提出部数

応募参加申請書1部

事業等の概要1部

企画提案書12部

# オ 提出方法及び提出先

₹840-0806

佐賀県佐賀市神園3丁目18-15

学校法人永原学園法人本部 財務課あて

封筒の表に「募集参加申請書」と朱書きしてください。

## (3) 辞退方法

#### ア 提出書類

西九州大学看護学部における食堂運営事業並びに売店運営事業「応募参加辞退書」(様式 3)

### イ 提出期間

募集参加申請書等提出日から平成29年9月22日(金)まで。 受付時間、郵送の場合は、(2)エ①と同じ。

# (4) 募集要項等に関する質問

## ア 提出書類

西九州大学看護学部における食堂運営事業並びに売店運営事業「質問書」(様式4)

#### イ 提出方法及び提出先

電子メールにて以下のアドレスへ送信すること。

hojin@nisikyu-u.ac.jp (法人代表アドレス)

口頭や電話による質問の受付はしません。

# ウ 提出期間

平成29年8月24日(木)から平成29年9月13日(水)まで。受付時間は、9時から17時まで(土曜、日曜、祝祭日を除く)。郵送の場合は、書留郵便とし平成29年9月13日(水)必着。

### (5) 質問に対する回答方法

質疑内容を整理したうえで、電子メールにより9月19日(火)までに質問者に回答することとし、永原学園のホームページにも掲載いたします。

## (6) 注意事項

次の質問内容に対しては、いかなる場合であっても回答いたしません。

- ア 直接または間接的であることを問わず、自社または他社の商標、商号等が表現されること により、申込者の一部または全部が特定されるおそれがある内容の質問
- イ 直接または間接的であることを問わず、申請者の名称、その他の情報で、秘密として管理 されている事項に関する質問
- ウ その他、公正な競争を阻害する恐れがあるなど、公序良俗に反する質問

### 12 運営事業者の選定について

### (1) 書類審査

学校法人永原学園法人本部に設置した選定委員会において、申請者から提出された企画提案書等に基づき審査するものとします。

ただし、虚偽の内容が記載されている参加資格書類及び企画提案書は無効とします。

# (2) ヒアリング

選定委員会が定める提案評価表によって得点化し、高い得点の申請者を出店候補者として 選定したうえ、ヒアリングを行う場合があります。

ヒアリングを行う場合、日程等については、申請者に事前に通知いたします。

ヒアリングと必要に応じて試食会を実施して決定します。

ヒアリング、試食会の費用については、負担いたしません。

### (3) 運営事業者の選定

書類審査等の結果を総合的に評価し、運営事業者を決定いたします。なお、具体的な食堂・売店の運営形態や提供するメニュー、販売品目、価格などについては、原則的に各運営事業者の自主性を尊重して選考することとしておりますが、食堂機能と売店機能(自動販売機を含む)の一体的な運営により、学生及び教職員に対して安定かつ良好なサービスの提供を行うことを前提とします。

また、西九州大学看護学部の開設に伴い、国、佐賀県、小城市から補助金の交付を受けることから、点数が同点である場合は、小城市内に本社がある企業等、次に佐賀県内に本社がある企業等を優先させて頂きます。

なお、辞退又は虚偽の判明による失格等があった場合は、次点の運営事業者を最上位に繰り上げることとします。

# (4)審査結果の通知

審査結果は、申請者に文書にて通知します。なお、審査の経過などに関する問い合わせには一切応じることはできません。

### 13 その他

西九州大学看護学部の開設については、文部科学省の認可がされないことが見込まれるときは、中止するか又は運営事業者の決定を延期する旨を別途連絡する。

# 14 運営事業者との協議

決定された運営事業者は、選定後、11(2)オの学校法人永原学園法人本部財務課と契約等に向けて誠意を持って協議するものとします。